

社会福祉法人津市社会福祉協議会備品貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉活動の効果的な実施の支援及び地域福祉の増進に寄与するため、社会福祉法人津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する備品を必要とする者に貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「備品」とは、本会が保有する備品のうち、貸出しを行っても差し支えないものとして本会会長（以下「会長」という。）が別に定めたものをいう。

(対象者)

第3条 備品の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 津市の区域内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 津市の区域内で非営利の活動を行う団体（ただし、法人を除く）
- (3) その他会長が必要と認める者

(申込み)

第4条 備品の貸出しを受けようとする者は、備品借用申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(貸出期間)

第5条 備品の貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(費用の負担)

第6条 備品の貸出しは、無償とする。ただし、備品の引取り及び返却並びに貸出期間中の維持管理に要する一切の経費は、備品の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(管理責任)

第7条 使用者は、備品の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 備品を他の目的で使用しないこと。
- (2) 備品の形状を変え、又は改造しないこと。
- (3) 備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。

2 使用者は、備品に亡失、破損、故障等の事故が発生したときは、速やかに本会に届け出なければならない。

(損害賠償)

第8条 前条第2項の事故が使用者の故意又は過失によって生じたときは、使用者は、その修理等に係る損害を賠償しなければならない。

2 使用者が自己の責めに帰すべき事由により、損害を被ったときは、本会は一切の責任を負わないものとする。

3 使用者が自己の責めに帰すべき事由により、他人又は他人の財物に損害を与えたときは、使用者がその損害を賠償し、本会は一切の責任を負わないものとする。

(返却)

第9条 使用者が第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合若しくは第7条第1項の規定に違反した場合又は貸出期間が満了した場合は、速やかに備品を返却しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。